

基本目標

みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを
進めます 《市民協働》

所管：まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管:まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6-1 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実

所管:地域づくり支援課・生涯学習課・各地域局地域課



1.目指す将来の姿

市民が、主体的にまちづくりの主人公となって、さまざまな課題に対し、みんなで語り合い、助け合い、支え合うことによって、市民主体による特色あるまちづくりが進められています。

2.取り組み方針

市民だれもが地域で活動しやすい環境づくりに取り組み、市民活動の活性化を図るとともに、地域に関わるすべての方々の参画と協働によるまちづくりを進めます。

将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ体系の構築を図るため、地域住民による自主的な活動を支援するとともに、地域資源を生かした特色あるまちづくりを推進します。

また、中高生を含めた若い世代が本市の良さと価値を認識することは、人口減少社会が進む本市にとって大変重要です。若い世代が楽しいと感じ、興味を持って本市のまちづくりへ関わろうと思える取り組みを進めます。

3.現状と課題

- ライフスタイルの多様化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域のつながりの希薄化や担い手不足など、さまざまな地域の課題や市民ニーズが複雑化・多様化する中で、市民と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら協働でまちづくりを進めていくことが求められています。
- 本市では、「横手市自治基本条例（平成26年10月）」を制定したことにより、幸せな地域社会の実現に向け、市民と行政、議会の果たすべき役割等について、一定の方向性を定め、協働の仕組みづくりを構築しています。
- 引き続き、自治意識の高揚を図り、地域等で主体的に公共的な活動を担っている市民活動団体、自治会、地区会議、地区交流センター運営協議会等の活動を継続して支援すると共に地域運営組織の形成に向けたサポートを通じ、地域コミュニティの維持や向上を図り、それぞれの地域が持っている個性を生かした賑わいの創出や地域活性化につながるまちづくりを進めていくことが必要です。

4.施策の展開

主な取り組み	
①市民の主体的な地域づくり活動の促進と協働によるまちづくり	1) 地域住民による主体的な地域づくり活動や地域の身近な課題解決に取り組める環境と体制づくりを推進し、ひいては、コミュニティビジネスの創出につなげます。 2) 市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、対等な立場で連携したまちづくりを進め、市民や市民活動団体が主導する協働のまちづくり活動を支援します。
②市民活動や地域コミュニティ活動の拠点づくり	1) 公民館等を「地区交流センター(仮称)」として、生涯学習の場に加えて市民の自主的な地域活動の場と位置づけし、市民協働の拠点とします。 2) 横手市交流センター「Y ² ぶらざ」の適正な維持管理と魅力ある施設づくりに努めます。 3) 地域コミュニティの維持向上のため、地域の拠点である町内会館等の整備に対し、支援を行います。
③地域づくり活動を推進・サポートしていく人材の活用	1) 豊かな自然や高齢者の知恵を生かした活動を支援します。 2) 横手の人材や、横手ゆかりの人材を生かした活動を支援します。

施策実現のための主要事業等

1. 横手市交流センター「Y²ぶらざ」の運営
2. 地区会議運営支援事業(ハード)
3. 地域運営組織形成支援事業
4. 地域づくり市民活動補助事業
5. 町内会活動補助事業
6. 町内会館等建設補助事業

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- ▶市民は、自分が地域でできることを見つけ、地域活動へ積極的に参加します。また、お互いに力を合わせて助け合う仕組み作りに協力します。
- ▶事業者は、社員が地域活動へ参加しやすい支援体制の整備に努めるとともに、地域貢献活動を積極的に推進します。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「市民との協働・活動支援」に対する市民 満足度	64.3 点	69.2 点
サブ指標	自主運営組織数	17 団体	28 団体
	Y ² ぷらざ 市民活動センター利用者数	70,322 人	80,400 人

7.部門別計画

第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

用語解説

○地域運営組織

地域の住民により構成され、地域課題の解決等に向けて自主的に協議を行い、活動を実践する組織。国の施策で定義されているもの。

○自主運営組織

公民館等を活動拠点とし、その施設の位置する地域住民により構成されるもので、主に地域活動、地域課題の解決、生涯学習活動などの地区交流センター事業に取り組む組織。横手市独自に定義しているもの。



【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管:まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6-2 男女が尊重し合う社会づくり

所管:地域づくり支援課



1.目指す将来の姿

男女が互いを尊重しあいながら、家庭や職場、地域などの中で、一人ひとりが輝き、自分らしく生きられる社会が形成されています。

2.取り組み方針

「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を実現するため、市民、各種団体、企業及び行政などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって男女共同参画社会の推進を目指します。

3.現状と課題

- この数年間で女性活躍推進法をはじめとする法整備が行われましたが、家庭、職場、地域等には依然として性別や年代による役割分担の意識が残っており、地域、会社等での方針決定過程へ参画できるようリーダーや役員、管理職等への女性の参画についても依然として大きな進展はありません。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男性も女性も仕事と家庭生活の調和の実現が進んでいない状況にあります。
- 男女共同参画推進のための啓発を進め、仕事と家庭生活の調和が図られるよう、一人ひとりの意識改革や就業環境の改善を進める必要があります。
また、ダイバーシティの推進やSDGsへの取り組みなど社会的要請の変化に対応し、方針決定過程へ参画する管理職等へ女性の登用を推進し、女性の意見が伝わり、反映させていく社会づくりや、女性の人材育成やチャレンジ支援の充実、男性の家事・育児参画の推進など、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。

4.施策の展開

主な取り組み	
①男女共同参画の推進	1) 男女がお互いに尊重し合う意識を育むため、講座やフォーラム等を開催し、啓発活動を実施します。 2) 男女共同参画推進のために、誰もが個性と能力を発揮できる機会づくりを進めます。 3) 誰もが育児や介護と仕事の両立に積極的に取り組む企業・事業所を増やすための活動を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 第4次横手市男女共同参画行動計画の着実な推進
2. 男女共同参画社会推進事業
3. 女性の社会参画、活躍促進のための研修機会や情報の提供
4. 保育支援事業(延長保育・病児保育等)(再掲)
5. 放課後児童健全育成事業(再掲)
6. ワークライフバランス推進事業(再掲)

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、男女共同参画について家庭などで話し合い、自分や子どもの意識を向上させます。
- 市民は、男女が互いに認めあう関係を築くなかで、相互に思いやりを持ち、家事や育児等を家庭内で分担するよう意識の改革を実践します。
- 事業者は、父親の育児休業等の取得推進や母親の職場復帰を支援するなど、従業員が働きやすい職場環境をつくれます。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「男女共同参画社会づくりの推進」に対する市民満足度	63.7 点	68.6 点
サブ指標	社会(横手市)全体として男女共同参画社会になってきていると感じている市民の割合	60.5%	65.0%
	家族経営協定を締結した農家世帯	119 組	130 組

7.部門別計画

横手市男女共同参画行動計画、横手市子ども・子育て支援事業計画



【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管:まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6-3 情報を共有する環境の整備

所管:秘書広報課・総務課・情報政策課・経営企画課



1.目指す将来の姿

市民と行政との情報共有が図られ、市政への関心が高まっています。

2.取り組みの方針

市政の信頼を高めるとともに、市民と市政の現状や課題を共有化するため、市民へタイムリーな市政情報を提供します。

3.現状と課題

- 市内の全域で高速インターネットが利用できる環境が整い、携帯電話通信網についてもほぼ全域で高速通信が可能となっています。
- 情報の一元化を図るために「横手市情報センター」を構築し、市政情報だけでなく市民活動などについても情報を収集しています。子どもから年配の方まで幅広い年代に情報がいき届くよう、広報誌やホームページをはじめ、Facebook、LINE、YouTube といったSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、デジタルサイネージ、コミュニティFMなどを活用し、スムーズな情報発信に努めています。
- 公文書館において歴史的に重要な公文書が散逸することなく適正に保存され、市民に公開されています。あわせて、統計業務の実施により得られたデータなどの各種行政情報の公開を進め、透明性が高く信頼される行政を推進する必要があります。
- 横手市が公開するオープンデータを活用して、横手市はもちろん、民間業者もアプリを開発し公開しています。オープンデータは量により新しい価値を生み出し、鮮度の高さにより信頼性を向上させることから、公開済オープンデータの更新を適切なタイミングで実施し、また、新しいデータを増やすことによって充実を図り、データの活用が地域社会の活性化につながる必要があります。
- 国のマイナンバー制度開始に伴い、住民情報システムの改修による情報連携を行っております。また、マイナンバーカードの普及促進など市民への周知活動を行っております。市民の更なる利便性向上のため、マイナンバーカードを活用していきます。

4.施策の展開

主な取り組み	
①多様な媒体による 市政情報の提供と 活用	1) 誰もが市政情報を知り、理解できるよう、引き続き広報紙やホームページ、各種SNSやコミュニティFM等の多様な媒体を活用して、タイムリーな情報発信を推進します。それにより、本市の認知度向上を図り、新たな活力の創出に結びつけていきます。
②パブリックコメントの 実施	1) パブリックコメントを実施し、政策等の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の積極的な市政への参画を促進します。
③公文書の適正な保 存と情報公開の取り 組み	1) 市が保有する行政文書等の適正な管理と歴史的公文書等の適切な選別と保存を進め、市と市民の共有財産として公文書館で公開します。 2) 情報公開制度及び個人情報保護制度に基づき、行政情報の開示を進めると同時に、個人情報の適切な管理を徹底します。
④電子情報化の推進	1) ICTを活用した市民向けサービス(高齢者対策・医療介護・子育て支援・買い物支援等)の検討を行います。 2) オープンデータを活用したアプリ開発について市民・開発業者と共同して取り組みます。 3) マイナンバー制度について国・県及び他自治体の動向に注視しながら、市民の利便性向上のための独自利用について検討・実施します。

施策実現のための主要事業等

1. 広報誌発行事業(市政協力員事業含む)
2. コミュニティFM活用行政情報発信事業
3. 横手市情報発信戦略プロジェクト事業
4. 公文書館運営事業
5. マイナンバー制度を活用した市独自サービスの提供の検討と実施

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、行政が行っていることをチェックする意識と市が発信する情報に興味を持ち、パブリックコメント等に参加します。また、自分たちの活動や情報を積極的に発信します。
- 市民は、市民一人ひとりが横手の行事、魅力を積極的に発信します。
- 市民は、地域の回覧板を充実させ、地域のコミュニケーションを活発にします。
- 事業者は、企業活動を通じたさまざまなツールを活用して地域のPRを積極的に行います。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「広報・広聴の推進」に対する市民満足度	65.6 点	70.5 点
サブ指標	横手市公式 SNS の登録者数	17,100 件	18,900 件
	増田・山内地区ブロードバンド加入率	43%	50%

7.部門別計画

横手市情報化計画

用語解説

○オープンデータ

自由に使える再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのこと。一般的にインターネット経由でダウンロードして使用する。



【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管:まちづくり推進部・教育総務部・総務企画部

施策6-4 市内外との交流連携の推進

所管:地域づくり支援課・秘書広報課・経営企画課



1.目指す将来の姿

市民が自分の住むまちに誇りを持ち、市の内外で活発に交流・連携の取り組みが行われることによって、地域に賑わいや活気が生み出されています。

2.取り組み方針

他地域との交流は、新たな発想や体験、情報などを得る機会をもたらすものであり、いろいろな分野での交流や連携を推進し、地域の魅力発信や活性化につなげます。

人口の社会減少抑制と地域コミュニティの活性化などを図るため、関係団体との連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、首都圏等県外在住者の移住や交流を促進します。

3.現状と課題

- 近年、都市部において、ゆとりや豊かさ志向への変化により、自然環境に恵まれた地方での生活を求める機運が高まっています。U・I・Jターンなど都市部からの移住・定住希望者のニーズに対応した情報提供や支援を行う必要があります。
- 市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会会員や、ふるさと納税を通じて本市に興味や関心をもっている方々を、本市を応援してくれる貴重な「応援人口」と位置づけ、地域への応援意識を醸成するため、参加型イベントを企画したり、情報インフラを活用した物産・観光・移住情報などを発信しています。引き続き、地域の持続性を確保するために「応援人口」は重要な役割を果たすことから、更なる拡大と密接な関係構築を図っていくことが必要です。
- 横手市の魅力をSNSを活用して市内外に発信したり、大都市でのPR活動を行うことで、市のイメージアップを図り、交流人口の拡大や地域活性化に結び付ける取り組みをさらに進める必要があります。
- 友好都市（神奈川県厚木市、茨城県那珂市）との交流については、画一的友好親善に留まらず、観光や物産、スポーツや子どもたちの交流など、市民レベルでの幅広い交流が長く続いており、さらなる継続が求められます。

- 国際化が進む社会の中で市民が身近に異文化を感じるとともに、在住外国人の方が暮らしやすい環境づくりが求められています。市民の国際理解を深めるような取り組みと在住外国人の方への支援に努める必要があります。

4.施策の展開

主な取り組み	
①移住・定住への誘導促進	<p>1) 市ホームページをはじめ、各種媒体を活用しながら、移住促進に向けた情報発信を行います。</p> <p>2) 「後悔の無い幸せな移住」となるよう、市内に移住を希望する方の状況に応じ、庁内の関係する部署が連携しながら対応します。</p>
②ふるさとを思い、応援して下さる方々への市の魅力発信	<p>1) 旧市町村単位で構成されている各地域のふるさと会への支援と相互交流を進めるとともに、ふるさと納税を通じて本市に興味や関心をもっていたいの方々を応援人口と位置づけ、参加型イベントの開催や情報インフラを活用した物産、観光情報を提供します。</p>
③応援人口との関係深化のための取り組み	<p>1) 市外に住んでいても横手市への想いを持ち、横手市を応援してくれる「応援人口」との関係をより深化させるため、応援実践事業の企画や相互交流などを進めます。</p>
④市域を越えた広域交流・連携の取り組み	<p>1) 友好都市とのよりよい友好・信頼関係を保ち、お互いの地域活性化等につながるよう、文化や産業をはじめ、幅広い分野での交流や相互協力を行います。</p> <p>2) 県内の自治体や、北上線及び国道107号等の基幹交通を起因とした岩手県の関係自治体など、さまざまな分野で他自治体等との広域的な連携や相互協力を進めます。</p>
⑤国際交流の推進	<p>1) 多くの市民が異文化に触れ、国際理解を深めることができるような取り組みを支援し、あわせて市内に住む外国人への情報提供と生活支援を併せ持つ日本語教室を実施します。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 移住定住促進事業
2. ふるさと会支援事業・ふるさと会交流促進事業
3. 鉄道整備・地域開発促進事業(再掲)
4. 友好都市との交流事業
5. 国際交流推進事業
6. 応援人口拡大事業(再掲)
7. 応援人口との関係深化事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域行事等を積極的に発信します。また、県外に住む家族や親せきに横手の魅力をPRします。
- 市民は、横手を訪れる人に対しておもてなしの心を持ちます。
- 事業者は、横手の魅力を取り入れた企業PRの実施やU I Jターンにつながる雇用の創出に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「他の自治体との連携・交流の推進」に対する市民満足度	64.7 点	69.6 点
サブ指標	移住イベント等の参加・出展回数	4 件	5 件
	各ふるさと会会員数に対する総会出席者の割合	35.5%	40.0%

7. 部門別計画

第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画実現のために

【政策 7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます《行政経営》

所管：総務企画部・財務部 ほか

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総務企画部・財務部 ほか

施策7-1 市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の推進

所管：経営企画課・情報政策課・人事課・契約検査課ほか



1. 目指す将来の姿

行政評価制度の活用や行政改革の推進などにより、PDCAサイクルに基づいた成果志向の施策や事業が計画、執行され、最少の経費で最大の効果を上げられる、市民満足度の高い行政運営が行われています。

2. 取り組み方針

行政評価制度を活用して総合計画を機軸とした行財政システムを構築し、政策の重点化、施策の選択と集中、事業効果の明確化を推進し、成果重視の行政運営に取り組みます。

3. 現状と課題

- 人口減少や少子高齢社会の進展など、社会情勢の変化に伴い、行政課題や市民ニーズは多様化かつ複雑化しています。加えて、市町村合併に伴う交付税算定の特例措置が終了となるなど、市の財政見通しは大変厳しい状況にあり、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するための仕組みを構築する必要があります。
- 質の高い市民サービスの確立を図るため、機能的で部局横断的な業務執行が可能な組織づくりや利用しやすい窓口サービスの提供、透明で公正な入札制度の改革など、引き続きあらゆる面で行政改革を進めていく必要があります。
- Society5.0 で実現するスマート社会に向け、ビッグデータやオープンデータ、AIなどを活用し、市民生活の利便性の向上や、行政事務の効率化を行っていく必要があります。

4.施策の展開

主な取り組み	
①行財政システムの運用	1) 行政評価制度の活用により、総合計画・予算編成・行政評価が連動した行財政システムを運用し、限りある経営資源の効果的な活用を図ります。
②市民満足度の高い行政サービスの提供	1) 時間や場所などの制約が少なく、市民が利用しやすい利便性の高い窓口サービスの提供を目指します。 2) 適正な価格で優良な公共調達を実現するため、引き続き透明性、公正性、競争性を担保できる入札・契約制度の検討と推進を図るとともに、工事等の品質の確保や向上等を図ります。 3) 部局横断的業務にも確実に対応するための組織の構築や人員の適正配置を推進します。 4) 行政経営品質向上への取り組みを引き続き実施します。
③ICT推進による行政の電子化	1) コストを吟味しながらICTの導入・更新を図り、行政事務の電子化を進めて、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進します。
④選挙事務の適正な執行	1) 各種選挙の適正な執行を通じて、市民の政治や行政参画の橋渡し役を担うとともに、選挙啓発活動により明るく正しい選挙の推進、投票率向上に努めます。
⑤監査の計画的・効率的な執行	1) 例月出納検査、決算審査、財政援助団体等監査、住民監査請求監査等、法に定められた監査を計画的・効率的に実施し、行政の適正な事務執行の確保を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 行財政システムの運用
2. 行政改革推進事業
3. 行政経営品質向上推進事業

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民や事業者は、積極的にまちづくりへ参画するとともに情報公開制度や行政評価制度の活用により、市民目線で行政内容をチェックします。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「横手市の取り組み全体」に対する市民 満足度	63.6 点	68.6 点
サブ指標	施策の成果指標の達成率	54.5%	100%

7.部門別計画

第2次横手市行財政改革アクションプラン、横手市定員適正化計画、
横手市情報化計画

用語解説

○Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会

○スマート社会

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった、さまざまな制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会

○ビッグデータ

ICT（情報通信基盤）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

○オープンデータ

自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのこと。一般的にインターネット経由でダウンロードして使用する。

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総務企画部・財務部 ほか

施策7-2 財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進

所管：財政課・財産経営課・税務課・収納課・会計課



1. 目指す将来の姿

限られた経営資源(ヒト(人材)・モノ(施設等)・カネ(財源))を効果的、有効的に活用する継続的に安定した行財政運営が図られています。

2. 取り組み方針

限られた財源の中で、最大限の効果を生み出す財政運営を目指します。横手市財産経営推進計画の一層の推進と、ローリング方式による計画の見直しを行いながら公共施設の適正な再配置と計画的な維持管理で経費の適正化を図ります。

3. 現状と課題

- 少子高齢化の急速な進展に伴う人口減少、特に生産年齢人口の減少は、地域の活力低下のみならず市税や普通交付税等の収入減少に影響を与えます。
また、普通交付税の合併算定替特例は平成27年度に終了し、平成28年度から5カ年の激変緩和期間を経て、令和3年度以降は本来の算定方式となります。第2次横手市総合計画後期基本計画の最終年度となる令和7年度の普通交付税は、平成27年度決算と比較し、約32億円減額になる見込みです。
- 市民ニーズは多様化、高度化していて行政需要が減らない現状であることから、行財政運営を継続させていくには、計画・施策、その成果を常に検証し、改善を繰り返しながら行政サービスを進めていくという行財政システムの確立、ひいては職員個々の意識変革が欠かせません。
- 平成17年の市町村合併以前の旧市町村では、昭和40年代から建物や道路など多くの公共施設を整備してきました。平成28年3月に横手市財産経営推進計画を定め、公共施設の適正な再配置を行う過程で廃止や機能の統合等を行ってきましたが、本市では一人あたりの公共施設面積が全国平均と比べ、約2倍となっています。
また、少子高齢化に伴い人口が減少し、社会の構造や行政に対する市民のニーズが多様化している中で、これまでに整備してきた公共施設が一斉に改修時期を迎えています。今後も限られた経営資源の中で公共施設の適正な再配置と計画的な管理、活用を行いながら、市民が安心して快適に利用できる公共施設サービスの提供を図る必要があります。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
将来負担比率	56.8	25.1	19.2	12.2	15.9
実質公債費比率	8.4	7.4	7.1	6.8	7.0
経常収支比率	86.5	89.4	89.1	89.3	91.2

4.施策の展開

主な取り組み	
①健全な財政運営の堅持	<p>1) 総合計画に合わせ、計画主導型、成果重視型の予算編成を行い、限られた経営資源で真に必要な市民サービスを提供するため、計画実現の手段としての事務事業の選択と集中を進めます。</p> <p>2) 財政計画を踏まえた将来負担予測を行い、より有利な事業実施財源を充てる戦略的な総合調整を図ります。</p> <p>3) 各種の行政サービスについて、公平で適切な受益者負担の在り方を検討し、定期的な見直しを行います。</p>
②財源の確保	<p>1) 市税の課税対象を正確に把握し、公正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明や行政コストを考慮し納付しやすい環境づくりを整えて徴収率の維持を図ります。</p> <p>2) 遊休資産について、民間のノウハウやアイデアを活用する公民連携の仕組みを取り入れるなど、積極的な利活用方法を探りながら、歳入の確保、維持管理費用の縮減を進めます。</p>
③公共施設の適正な維持管理と再配置の推進	<p>1) ファシリティマネジメントの手法により、既存施設の計画的な統廃合や更新による適正な配置を図るとともに、市民の利便性や満足度が向上する公共施設の運営を目指します。</p> <p>2) 公共施設の長寿命化を図るため、施設の状態や機能を整理し、改修の優先順位等を定めて、計画的な改修や建替えを進めます。</p>
④適正な会計事務と公金の管理	<p>1) 公金出納に係る審査や管理の会計事務を指定金融機関等と連携を図りながら、適正かつ円滑に行います。</p>

施策実現のための柱・主要事業

- 総合計画に基づく政策、施策及び実施計画と行政評価とを連動させた予算編成を行う財政マネジメントシステムの推進
- 地方公会計を整備し、それを活用した財政指標の設定や資産管理、事業別・施設別のセグメント分析に結び付ける。ひいては行政評価との連携、予算編成への活用も図る

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民と事業者は、市の予算がどのように使われているのかに関心を持ち、市民の視点でチェックします。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	横手市財産経営推進計画の達成率	100%	100%
サブ指標	将来負担比率	15.9%	100%未満
	実質公債費比率	7.0%	10.4%
	市税の収納率 (一般会計:現年分+滞納繰越分)	95.02%	95.03%

7. 部門別計画

新市建設計画、横手市財産経営推進計画、横手市財政計画、
横手市行財政改革アクションプラン

用語解説

○ファシリティマネジメント

土地、施設や設備(ファシリティ)及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用(マネジメント)すること。

○将来負担比率

将来負担比率とは、普通会計の借金のほか、職員の退職手当支給予定額、市が設立した法人の借金の市の負担見込額など、将来負担しなければならないもの、又は負担する可能性があるものの合計額が標準財政規模に占める割合を見るための指標。この比率が高くと、行政サービスの引き下げ等が行われる可能性があることを示します。

○実質公債費比率

実質公債費比率は、当該年度の歳出の中で、過去に行った借金の返済にまわっている部分(実質的な公債費)がどの程度の大きさを見るための指標。この比率が高くと、行政サービスの支出先の裁量性が低いことを示します。

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総務企画部・財務部 ほか

施策7-3 戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実

主管課：人事課



1. 目指す将来の姿

職員一人ひとりが、市民(お客様)の立場で考え、柔軟な発想や創意工夫、実践力向上を図り、市民ニーズに対応しています。

2. 取り組み方針

市では、これまで職員数のスリム化を図る一方、研修等を通じて職員の資質や公務能力の向上に努めてきましたが、行政に対する市民ニーズは年々高まると同時に多様化しており、今後、市役所全体の資質、能力レベルの底上げが求められます。

職員一人ひとりが市民満足度の向上を常に意識し、柔軟な発想とスピード感を持って実践できるようさまざまな技術を持った職員が内部講師を務める階層別、目的別等の職員研修を計画的に受講させることで、個々の資質向上、能力開発、そして職員全体のレベルの底上げを図ります。

3. 現状と課題

- 個々の意欲や自主性を重んじながら、これまで以上に階層別研修や目的別研修を設けたことで職員個々の課題に対応した主体的な研修参加が見られました。
- 職員の世代交代が進む中で知識、技術の継承が急務となっています。そのため、経験に基づく知識や技術を実技形式での研修でより深く学び、実務に生かすことが求められています。
- 平成 30 年度から実施している職員個々の行動特性や思考傾向を測る能力診断の結果から横手市職員は民間企業約 2000 社に勤務する社員と比べて「企画・発想力」に結びつく行動特性等が乏しい傾向が見られました。
- 今後も市民ニーズに添えていくためにも横手市職員の「企画・発想力」が必要不可欠であり、計画的に研修等を通して、能力向上を図っていく必要があります。
- 職員一人ひとりが組織目標を常に意識し、能力を最大限発揮できるよう、人材育成を目的として、平成 27 年度から全職員を対象に人事評価を実施しており、期初・期

中・評価前・期末の面談指導を適切に行うことにより、職員育成に効果的な制度として運用していく必要があります。

- 管理職等、一定階層以上の職への人材登用を目的に、一部職種について昇任昇格試験を実施していますが、可否の結果のみが重要視される傾向にあります。

4.施策の展開

主な取り組み	
①職員研修の充実	1) 職員に求められる基本的な資質、能力の習得、高度な専門知識や技能を得るための外部研修の受講を促進するとともに、職務遂行過程を通じた、職場の上司、先輩等の指導・助言等による職場研修や庁内講師を活用した内部研修等の推進により、職員全体の能力の底上げ、資質向上を図ります。また、職員が自身の能力の向上をめざし、自主的に自己啓発に取り組む研修への支援、受講しやすい環境づくりに努めます。
②職員の意識改革	1) 職員自らが目標を設定し職務に取り組む人事評価の全職員への拡大により、すべての職員の気づきや職務に対する意識改革を図り、能力開発を促します。 また、昇任昇格試験については、個人の意欲を引き出すだけでなく、職務に対する責任、自身の強みや不足する能力等について自覚する機会であることと捉え、人材育成の観点から上司からのフォローアップを通じて、職員の自己改革、能力開発、資質向上を図ります。 更に、女性職員の幹部登用率向上のため、昇任昇格試験を受験しやすい環境づくりを進めるとともに、職員研修等により管理職を目指す意識付け、意識改革を図ります。
③職員の健康管理の推進	1) 職員一人ひとりが能力を発揮できるよう、抱えるストレスや不安に対する相談体制の充実を図りながら、職員の健康管理の取り組みを進めます。 2) 多様な働き方とワークライフバランスを推進します。

施策実現のための柱・主要事業

1. 職員研修及び厚生費
2. 育成型人事評価制度の実施
3. 昇任昇格制度の実施
4. 育成型ジョブローテーションの実施
5. 複線型人事制度の導入
6. 職員の能力に応じた職員研修の充実・拡充
7. 時差出勤・リモートワークの導入・推進

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、気づいたことや思いがある場合は、市職員に伝え、共有します。
- 事業者は、講師派遣等で市職員の研修へ協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「市職員の資質向上」に対する市民満足度	60.2 点	65.1 点
サブ指標	職員研修実施のための内部講師数	45 人	58 人
	女性の課長級昇任昇格試験受験率 (対象者に占める受験者の割合)	25.0%	40.0%
	年次休暇の平均取得日数の増加	11.4 日	14.0 日

7. 部門別計画

横手市人材育成基本方針、横手市職員研修計画

用語解説

○育成型人事評価制度

職員の能力や業績を適正に評価するとともに、研修や能力開発、任用等の人事管理や人材育成に活用する制度。

○昇任昇格試験

一定の年齢や経験年数等の基準を満たした職員を対象に、課長級、課長代理級、係長級の職としての能力や適性を評価するための試験。受験の判断は個人の意欲や自主性に委ねています。

○ジョブローテーション

個々の職員が仕事へのやりがいや適性を見出すため、若手職員を対象に、さまざまな分野の職務を経験させるため一定期間（概ね3年程度）のサイクルで行う人事異動。

○複線型人事制度

ジョブローテーションを通じて自分の適性を見極め、エキスパート、スペシャリストとしての道を選択できる人事制度。

※エキスパート：特定の分野で高度な知識と経験を必要とする職員

※スペシャリスト：保健師等、資格を必要とする職員